

平成 28 年度
東京都雇用対策協定に基づく事業計画



平成 28 年 4 月

目 次

第1 現状と課題

1. 社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 雇用をめぐる主な動向・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 28年度の事業計画の主なポイント・・・・・・・・ P 2

第2 連携・協力して推進する取組

1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実
 - (1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進・・・・・・・・ P 3
 - (2) 若年者に対する就職支援の充実・・・・・・・・ P 4
 - (3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施・・ P 5
 - (4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化・・ P 7
2. 中小企業等での人材確保対策等の強化
 - (1) 中小企業や人手不足分野（介護・保育・看護・建設分野等）での人材確保の強化
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化・・ P 9
3. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化
 - (1) 女性の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - (2) 高齢者に対する就労支援の推進・・・・・・・・ P 14
 - (3) 障害者・難病患者等に対する就労支援の推進・・ P 15
 - (4) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施・・ P 18
4. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) 「働き方改革」の取組の推進・・・・・・・・ P 20
 - (2) 育児・介護を両立できる環境の整備等・・ P 22
5. 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施
 - (1) 相談環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
 - (2) 若者への労働法の普及啓発等・・・・・・・・ P 23
 - (3) 若者のアルバイト時の注意喚起・・・・・・・・ P 23

第3 推進体制の構築

1. 会議体について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
2. 情報の共有化について・・・・・・・・ P 24
3. 事業の実施・周知広報に係る相互協力について・・ P 24
4. 職員派遣や研修を通じた交流について・・ P 24
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24

別表1 東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体

別表2 東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取組

東京都雇用対策協定（平成 27 年 2 月 10 日。以下「雇用対策協定」という。）第 2 条に基づき、次のとおり、平成 28 年度において東京都と東京労働局が連携・協力して実施する取組等の事業計画を定める。

第 1 現状と課題

1. 社会経済情勢

人材や企業が集まり、「世界一の都市・東京」の実現に向けて発展を遂げている東京の人口は、現在、約 1,350 万人（全国の約 11%）、都内で働く者は約 813 万人（全国の約 16%）に上り、1 人以上の労働者を雇用する事業所についても約 52 万事業所（同約 12%）に上っている。

また、全国の企業の本社・本店のうち約 15%が東京に集中しているが、このうち資本金 50 億円以上の企業にあっては約 58%が都内に本社を立地するなど、東京は日本の金融・経済の一大中心地を形成している。

このような中、東京の景気動向としては、東日本大震災、世界経済の減速と競争の激化等を背景に足踏み感が生じたものの、各種政策の効果や 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定などにより、直近では、緩やかな回復基調が続いている。

一方、社会情勢に目を移して見ると、東京においても、急速に進行する少子高齢化による労働力人口の減少に伴い、一人当たりの国民所得の維持が懸念される中においては、その解決の策を講じていくことが求められている。

2. 雇用をめぐる主な動向

東京の完全失業率は平成 27 年平均で 3.6%と、全国平均に対して 0.2 ポイント上回っているものの、対前年比においては 0.2 ポイント改善した。完全失業者数（年平均）も、前年から 1.2 万人減少し、27.5 万人となった。また、東京の有効求人倍率も 1.75 倍と、対前年比 0.18 ポイント改善し、全国平均の 1.20 倍を 0.55 ポイント上回った。

このように、東京における雇用情勢は、改善が進んでいる。

一方、雇用情勢の改善等に伴い、介護・保育・看護といった社会保障関係分野や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控えた建設分野などにおいて、有効求人倍率が 4 倍近くになるなど、都内の人手不足問題が深刻化しており、速やかな対応が求められる。

また、近年、非正規雇用労働者の数が増加しており、雇用者に占める割合は 3 分の 1 を超え、過去最高の水準となっている。特に「15～24 歳層」では 48.3%と約半数の者が非正規雇用となるなど、若年層で大幅に増加する中、正社員として働ける機会がなく非正規雇用で働いている者、いわゆる「不本意非正規」の割合も高い水準で推移している。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低いことに加え、能力開発の機会が不足している等の問題が指摘されていることから、引き続き、正社員を希望する非正規雇用労働者については正社員への途が拓かれる取

組を進めるとともに、非正規雇用で働くことを選択する者についても、希望や意欲・能力に応じて賃金、教育訓練、福利厚生等の面で待遇改善を進めていくことが重要となる。

3. 28年度の事業計画の主なポイント

東京において、将来にわたって活力ある社会、成長する社会を実現していくためには、人口減少といった課題に正面から向き合い、全力で対策を講じ、それを克服しなくてはならない。また、東京 2020 大会の開催とその先のレガシーを見据え、雇用就業面においても、東京をより進化した成熟社会へと高めていく施策をさらに展開していくことが求められる。

具体的には、若者や女性、高齢者等全員が参加する社会の実現を加速するとともに、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員化を推進するほか、「働き方改革」を進めるなどワーク・ライフ・バランスの推進、障害者への更なる支援を進めることによるノーマライゼーションの定着等に取り組んでいくことが重要となる。東京においては、こういった、東京のみならず、日本全体の成長に繋がる施策を戦略的に実行していかなくてはならない。

このため、平成 28 年度の事業計画においては、以上で述べた現状や課題を踏まえ、次の内容を各行政分野での主なポイントとし、東京都と東京労働局とが連携・協力した各取組を推進していく。

まず、雇用就業分野においては、若年者を中心とする非正規雇用労働者の正社員化を推進するとともに、職業訓練による人材育成支援の強化やワーク・ライフ・バランスの推進等を進めていく。また、東京都中小企業振興公社とハローワークとの連携を強化するなど、産業分野との連携・協力も図り、中小企業等の人材確保対策を推進していく。

また、福祉・医療分野においては、介護・保育・看護といった人材不足が顕在化している分野での人材確保対策を推進する。

さらに、教育分野においては、在学中のキャリア教育を推進するとともに、都立高校中途退学者等への支援を強化していく。

第2 連携・協力して推進する取組

1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

(1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進

ア 正社員転換に取り組む企業に対する経済的支援の実施

有期契約労働者等の正規雇用等への転換に取り組んだ企業に対して、東京労働局がキャリアアップ助成金(正社員化コース(仮称)のうち所定の区分)の支給決定をした場合において、東京都が上乗せ助成(「東京都正規雇用等転換促進助成金」)を引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ キャリアアップ助成金の支給
- ・ 東京都正規雇用等転換促進助成金の周知広報への協力

東京都が実施する業務

- ・ 東京都正規雇用等転換促進助成金(中小企業退職金共済制度加入加算を含む)の支給
- ・ キャリアアップ助成金の周知広報への協力

イ 若者の正社員採用に取り組む企業に対する経済的支援の実施

若者の採用・育成に積極的に取り組む企業であって、宣言書をハローワークに届け出した企業(「若者応援宣言企業」)や若者の雇用管理の状況が優良な中小企業として厚生労働大臣が認定した企業(「ユースエール認定企業」)に対して、ハローワークの職業紹介により若者を新たに雇い入れ、職場定着を実現した場合において、東京都が独自の助成(「東京都若者応援宣言企業等採用奨励金」)を引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 「若者応援宣言企業」や「ユースエール認定企業」の確保やマッチング支援の実施
- ・ 「若者応援宣言企業」や「ユースエール認定企業」に関する情報の東京都への提供
- ・ 東京都若者応援宣言企業等採用奨励金の周知広報への協力

東京都が実施する業務

- ・ 東京都若者応援宣言企業等採用奨励金の支給
- ・ 「若者応援宣言企業」や「ユースエール認定企業」の確保に向けた周知広報への協力

ウ ワンストップ窓口の運営

働き方改革や正規雇用化を推進するため、東京都と東京労働局が実施する企業向けサービスについてワンストップで提供する窓口を新たに東京都が設置し、東京労働局との連携のもと、運営する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 働き方改革や正規雇用化推進に係る企業向けサービスの提供

東京都が実施する業務

- ・ ワンストップ窓口の設置、運営
- ・ 働き方改革や正規雇用化推進に係る企業向けサービスの提供

エ シンポジウム等の開催による正社員化の機運の醸成

東京都と東京労働局が連携した、非正規雇用労働者対策関係のシンポジウム等の開催を通じて、各種支援制度の周知広報とともに、企業の正社員化への自主的な取組を引き続き支援する。

また、他企業の参考となるような正社員化等の好事例を広く発信し、引き続き、社会全体での機運の醸成を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ シンポジウム等において、助成金等の支援制度やパートタイム労働法等の周知を実施
- ・ 東京都が収集した好事例を活用した、他企業への普及啓発や取組促進

東京都が実施する業務

- ・ シンポジウム等の開催運営
- ・ 好事例の情報発信

(2) 若年者に対する就職支援の充実

ア 東京しごとセンターにおける一体的な就職支援

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の若者の専門窓口（U-35）において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就職面接会・企業説明会、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンター（ヤングコーナー）と連携した、継ぎ目のない一体的な就職支援を引き続き実施する。

また、若年求職者の正社員化を推進するため、東京都の「若者正社員チャレンジ事業」を引き続き連携して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・ 就職面接会等の企画・運営、参加企業の確保等
- ・ ジョブカフェが行う、セミナーやカウンセリング等への誘導
- ・ 東京都の「若者正社員チャレンジ事業」の専用求人受理

東京都が実施する業務

- ・ 就職面接会等の企画、会場確保等の運営協力、求職者への参加勧奨
- ・ セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ ハローワーク飯田橋（U-35）が行う就職支援への誘導

イ 新規大卒者や既卒者向けの合同就職面接会の共催

東京都と東京労働局との共催により開催している「新規大卒者等合同就職面接会」について、29年3月新規大卒予定者の就職活動時期の変更を踏まえ、効果的な開催時期に見直した上で、引き続き実施する。

また、卒業して間もない既卒者限定の合同就職面接会（「既卒者限定 めざせ正社員！面接会」）についても、共催により引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 学生等への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施
- ・ 企業への参加勧奨の実施
- ・ 求人確保等の実施

東京都が実施する業務

- ・ 会場の確保・設営
- ・ 学生・企業への参加勧奨等の実施

ウ 若年者を対象とした各種支援制度の周知広報

東京都と東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、各々が実施している若年者を対象とした各種支援について、引き続き、相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 東京都が作成したリーフレット等のハローワークでの配架、配布
- ・ 東京都が開催するイベント等でのハローワークの職業相談ブースの出展、ガイダンスや講演等の実施
- ・ 東京労働局ホームページにおいて「東京都若者総合相談（・9・）／若ナビ」、「東京都若者社会参加応援事業」、「東京都ひきこもりサポートネット」のバナー設置

東京都が実施する業務

- ・ リーフレット等へのハローワークのサービス内容等の掲載や東京労働局が作成したリーフレット等の配架、配布など、ハローワークの周知広報への協力
- ・ イベント等において、ハローワークが実施する職業相談やガイダンス等の場所、時間の確保
- ・ 「東京都若者総合相談（・9・）／若ナビ」、「東京都若者社会参加応援事業」、「東京都ひきこもりサポートネット」の運営サイトにおいて、東京労働局や「若者雇用促進法」の周知用のバナー設置

(3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施

ア 職業講話やインターンシップの実施等

都立高校においてキャリア教育の一環として実施している「社会的・職業的自立支援教育プログラム」のメニューのひとつとして、ハローワークが、各校の支援ニーズに応じ、職業講話等を引き続き実施するとともに、労働関係法令の基礎知識についての講義も積極的に実施する。

また、高校や中学校において、インターンシップ等の就業体験・職場体験を引き続き実施する。

あわせて、就職した者が早期離職することのないようキャリア教育の充実を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 各高校の支援ニーズに応じた、職業講話や一般職業適性検査等の実施
- ・ 労働関係法令の基礎知識について講義の実施
- ・ インターンシップ等の受入事業所の開拓、学校への情報提供等

東京都が実施する業務

- ・ 都立高校における「社会的・職業的自立支援教育プログラム」の実施
- ・ 都立高校におけるインターンシップ等の実施拡大
- ・ 中学生の職場体験の実施

イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施

新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議（高担会議）の開催等を通じ、引き続き、都立高校進路指導担当教員とハローワーク職員の情報交換を図ることで、各都立高校のニーズを共有し、高校新卒者の安定的な就職につなげる。

東京労働局が実施する業務

- ・ 高担会議等を通じて把握した各都立高校のニーズに基づく就職支援

東京都が実施する業務

- ・ 各都立高校のニーズや課題等の情報のハローワークへの積極的提供

ウ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施

私立高校等に対し、ハローワークの利用案内等の配布など、ハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報を引き続き実施する。

ハローワークにおいては、各学校の就労支援ニーズを把握した場合には、労働関係法令の基礎知識についての講義も含め、そのニーズに応じた支援を引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 東京都等を通じた、私立学校に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報の実施
- ・ 私立学校の就労支援ニーズに応じた支援の実施
- ・ 労働関係法令の基礎知識について講義の実施

東京都が実施する業務

- ・ 私立学校に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報

(4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化

東京都教育庁に設置する「都立高校生自立支援チーム」が中心となって、中途退学者や進路未決定卒業者等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携した切れ目のない支援を本格的に実施する。

また、都立高校や教育庁に加え、ハローワークを含む地域の関係機関をメンバーとする都立高校生進路支援連絡協議会において、引き続き、高校中途退学者や進路未決定者に対する切れ目のない支援のあり方等について協議する。

東京労働局が実施する業務

- ・ ハローワークでの「都立高校生自立支援チーム」と連携した就労支援の実施
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会へのハローワークからの参画

東京都が実施する業務

- ・ 「都立高校生自立支援チーム」を活用した「都立学校における不登校・中途退学対策」の実施
- ・ 都立高校を中途退学した者等に対する「都立高校生自立支援チーム」による継続支援の実施
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会の拡充

2. 中小企業等での人材確保対策等の強化

(1) 中小企業や人手不足分野（介護・保育・看護・建設分野等）での人材確保の強化 ア 中小企業緊急人材確保支援事業等の実施

人材不足に悩む中小企業に対して、東京都において採用や労務管理に関するコンサルティング等を実施（「中小企業緊急人材確保支援事業」）するとともに、コンサルティング後、ハローワークにおいて管理選考等によるマッチング支援を引き続き実施する。

また、東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）とハローワークとの間で企業の承諾を得た上で求人情報等必要な情報の共有化を図り、公社が把握した中小企業の人材ニーズに対して、公社による経営支援等とハローワークによるマッチング支援を組み合わせた支援等を引き続き実施するとともに、より効果的な連携・支援方法等についての検討を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人事業主に対する中小企業緊急人材確保支援事業の周知広報
- ・ 支援対象企業に対する管理選考等によるマッチング支援の実施
- ・ 東京都が作成する好事例集を活用した他の中小企業への普及啓発や取組促進
- ・ 公社から情報提供のあった中小企業に対するマッチング支援の実施
- ・ より効果的な公社との連携等についての検討

東京都が実施する業務

- ・ 中小企業緊急人材確保支援事業の実施運営
- ・ 事業実施状況等に関する情報（支援対象企業のコンサルティング内容等含む）のハローワークへの提供やハローワークと連携した支援の実施
- ・ 支援対象企業の好事例集の作成と他の中小企業への普及・啓発
- ・ 公社が人材ニーズを把握した中小企業に関する情報のハローワークへの提供、ハローワークと連携した支援の実施
- ・ より効果的なハローワークとの連携等についての検討

イ ナースプラザ・ハローワーク連携事業の推進

東京都ナースプラザとハローワークとの間で求職情報等の共有化を図り、双方において、看護師等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、病院等の事業主に対する人材確保支援を引き続き推進する（「ナースプラザ・ハローワーク連携事業」）。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求職情報と求人情報の相互共有 *1
- ・ ナースプラザが実施するハローワークへの出張相談のスペース確保と求職者への周知、誘導 *1
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施

東京都が実施する業務

- ・ 求職情報と求人情報の相互共有
- ・ ナースプラザからハローワークへの出張相談の実施 *1
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施

*1 ハートフルワークコーナーを設置するハローワーク（6箇所）で実施

ウ 医療従事者の「雇用の質」向上の取組の推進

長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備を図るため、東京都が設置・運営する東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「支援センター」という。）において、勤務環境改善に取り組む医療機関を引き続き支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 医療労務管理アドバイザーの支援センターへの配置
- ・ 医療労務管理アドバイザー等による医業経営アドバイザーと連携した訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集、研修会等の実施
- ・ 医療機関等に対する支援センターの周知広報
- ・ 東京都が設置する協議会や関係者会議等への参画

東京都が実施する業務

- ・ 医業経営アドバイザーの支援センターへの配置
- ・ 医業経営アドバイザーによる医療労務管理アドバイザーと連携した医療

- 機関への訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集等の実施
- ・ 医療機関の勤務環境改善に資する研修会等の実施
- ・ 支援センターの効果的活用促進のための周知広報の実施
- ・ 効果的かつ円滑な運営のための協議会の設置・運営、関係者会議の開催

エ 福祉人材確保対策の充実

東京都福祉人材センター（東京都保育人材・保育所支援センターを含む。以下同じ。）とハローワークとの間で求職情報の共有化等を図り、双方において、介護福祉士や保育士等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、福祉・保育施設等の事業主に対する人材確保支援を引き続き実施する。

また、東京都において「東京都福祉人材対策推進機構」（以下「推進機構」という。）を新たに設置し、東京都、東京労働局・ハローワーク、区市町村、福祉事業者、関係団体等の各々の役割分担のもと、連携・協力による一体的な福祉人材対策を推進する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求職情報の共有 *2
- ・ 東京都福祉人材センターが実施するハローワークへの出張相談のスペースの確保と求職者への周知、誘導 *3
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施
- ・ 推進機構への参画
- ・ ハローワークと推進機構の連携・協力による、総合的な人材対策を展開

東京都が実施する業務

- ・ 求職情報の共有 *2
- ・ ハローワークへの出張相談の実施 *3
- ・ 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施
- ・ 推進機構の設置
- ・ 推進機構とハローワーク等の関係機関の連携・協力による、総合的な人材対策を展開

*2 ハートフルワークコーナーを設置するハローワーク（6所）で実施

*3 ハートフルワークコーナーを設置していない等のハローワーク（7所）で実施。
なお、東京都保育人材・保育所支援センターからの出張相談については、当該7か所のうち4か所において実施

（2）職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化

人材不足が顕在化している介護や建設分野等をはじめとする訓練の開発・実施からマッチングへの継ぎ目のない支援を行い、次のとおり、取組を推進し、訓練受講生が自らの希望や適性に応じた就職ができるように支援する。

ア 施設内訓練における、都立職業能力開発センターとハローワーク間の情報共有の推進など、訓練からの円滑な移行によるマッチング支援の実施

未就職の者に対しては、引き続き、都立職業能力開発センターとハローワーク間での就職状況等の情報の共有化をすべての施設間で行い、人材育成支援からマッチング支援への円滑な移行を図る。

また、就職意欲を早い段階から喚起するため、ハローワークから都立職業能力開発センターへの出張ガイダンス等をすべての施設において引き続き実施するほか、求人企業への見学と見学後の就職面接会が一体となった「ツアー型面接会」等を引き続き活用し、人材ニーズの高い分野における人材確保にも対応する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 訓練の周知・誘導を強化するため訓練説明会・訓練セミナーの開催
- ・ 職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行うなどにより、適切かつ効果的な職業訓練への受講あっせん
- ・ 都立職業能力開発センターへの出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供
- ・ 訓練受講中から訓練修了後に至るまで、担当者制などによる継続的な就職支援（ツアー型面接会等を含む）の実施
- ・ 訓練受講生の就職状況等に関する都立職業能力開発センターとの情報共有

東京都が実施する業務

- ・ 公共職業訓練（施設内訓練）の実施、運営
- ・ ハローワークが開催する訓練説明会・訓練セミナーに対する募集案内や科目案内を行うための職員の派遣
- ・ ハローワークによる出張ガイダンスの実施に係る時間数の確保等
- ・ 訓練受講者に対する就職支援の実施とすべての未就職者に対するハローワークへの積極的な誘導
- ・ 訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有

イ 民間委託訓練受講生に対する就職支援の強化等

就職意欲を早い段階から喚起するため、東京都が委託した民間教育訓練機関等（以下「受託校」という。）へのハローワークによる出張ガイダンス等を引き続き実施する。

また、「就職活動日」を活用し、受託校からすべての受講生をハローワークへ積極的に誘導するなど、引き続き、訓練受講中からハローワークでのマッチング支援に効果的に繋げ、就職支援を強化する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 訓練の周知・誘導を強化するため訓練説明会・訓練セミナーの開催
- ・ 職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング

- ングを行うなどにより、適切かつ効果的な職業訓練への受講あつせん
- ・ 受託校への出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供
 - ・ 訓練受講中から訓練修了後に至るまで、担当者制などによる継続的な就職支援の実施
 - ・ 訓練受講生の就職状況等に関する受託校との情報共有

東京都が実施する業務

- ・ 公共職業訓練（民間委託訓練）の実施、運営
- ・ ハローワークが開催する訓練説明会・訓練セミナーに対する募集案内や科目案内を行うための説明者の派遣に係る受託校との調整等
- ・ 受託校におけるハローワークによる出張ガイダンスの実施等に係る受託校との調整等
- ・ 「就職活動日」を活用し、受託校からすべての受講生のハローワークへの積極的な誘導に係る受託校との調整等
- ・ 訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有

ウ 地域の人材育成ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定と地域の人材育成支援全体の在り方等について検討

地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都と東京労働局が連携し、企業等への実態調査等を引き続き実施する。

また、地域の人材育成を担う公共職業訓練と求職者支援訓練が、より効果的かつ効率的に実施、運営されるよう東京都地域訓練協議会の場を活用し、一体的な計画を策定するとともに、訓練コースの設定や実施時期、規模等の総合的な調整を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 企業や求職者等への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析等
- ・ 地域ニーズを踏まえた求職者支援訓練に係る計画の策定
- ・ 公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整

東京都が実施する業務

- ・ 企業への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析等
- ・ 地域ニーズを踏まえた公共職業訓練に係る計画の策定
- ・ 公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整

エ 産業人材確保事業の実施

企業が抱える人材育成・確保に関する問題を東京都とハローワーク、企業、団体等で共同して効果的な取組を検討し、職業能力開発連絡協議会の意見等を踏まえた上で実施していく。その一環として、合同企業説明会・面接会・

セミナー等を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 説明会・面接会参加企業の求人票の受付・取りまとめ
- ・ 説明会・面接会での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施
- ・ セミナーでの講演の実施

東京都が実施する業務

- ・ 産業人材確保事業の企画運営
- ・ 会場の確保・設営
- ・ 一般求職者への広報
- ・ 職業能力開発センター訓練生への参加勧奨

3. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

(1) 女性の活躍促進

ア 女性の再就職支援の推進

東京都と東京労働局の共催により、都内地域ごとに、子育て中の女性等を対象にした託児付きの合同就職面接会を新たに開催するほか、会場においては、求職者向けセミナーや家事支援サービス説明会など、子育て女性等の就業ニーズを踏まえたイベントを実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 合同就職面接会の運営
- ・ 子育て中の女性等への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施
- ・ 企業への合同就職面接会の参加勧奨や求人確保等の実施

東京都が実施する業務

- ・ 会場の確保・設営及び講演や行政機関のブース出展の調整、家事サービス説明会などイベントの運営や「女性しごと応援テラス」による企業向け・求職者向けセミナーの実施
- ・ 子育て女性等や企業への参加勧奨等の実施

イ マザーズハローワーク等との連携による子育て女性等に対する職業訓練の実施

女性向け委託訓練の受講生に対して、訓練期間中にマザーズハローワーク等の担当者が訓練実施機関に出張し、訓練開始時に求職登録等を実施するとともに、訓練修了直前には就職活動に関するガイダンスや求人票の提供を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 女性向け委託訓練の周知広報と受講希望者の誘導
- ・ 訓練受講中の就職活動ガイダンス等の実施

- ・ 訓練修了後の職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 女性向け委託訓練の実施
- ・ マザーズハローワーク等が実施するガイダンス等の時間・場所の確保

ウ 子育て女性等を対象とした各種支援制度の周知広報

マザーズハローワークや東京都が設置した「女性しごと応援テラス」など、東京都と東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、各々が実施している女性再就職支援の取組について、引き続き、相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 「女性再就職応援助成金」のハローワーク窓口での周知広報
- ・ 「女性しごと応援テラス」に関するリーフレット等のマザーズハローワークでの配架、配布や東京しごとセンターが実施する女性再就職支援事業等への求職者の参加勧奨

東京都が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク等に関するリーフレット等の「女性しごと応援テラス」での配架、配布

エ 女性の活躍促進等に向けた機運の醸成等

東京都が主催する経営トップ層に向けたシンポジウム等において、女性活躍推進法に基づく取組やポジティブ・アクションの取組、助成金等の支援制度等の周知啓発を実施するとともに、他企業の参考となるような好事例を広く収集・発信し、引き続き、女性の活躍促進への機運の醸成を図る。

また、女性の活躍促進に取り組む企業に対して、東京都と東京労働局の双方において助成措置を講ずるとともに、各々の支援について相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ シンポジウム等での女性活躍推進法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知啓発や好事例の収集、発信
- ・ 女性活躍加速化助成金の支給
- ・ 東京都が実施する支援事業の周知広報への協力

東京都が実施する業務

- ・ シンポジウム等の開催運営
- ・ 職場における女性の活躍推進の中心となる者に対して研修を行い、その者を「女性活躍推進責任者」として設置した中小企業に対する奨励金（行動計画策定に係る取組に対する加算を含む）の支給
- ・ 女性の採用・職域拡大や多様な勤務形態実現など、女性活躍推進に向けた職場環境の整備に取り組む中小企業に対する助成金（職場環境整備助成

金)の支給

- ・ 東京労働局が支給する女性活躍加速化助成金の周知広報への協力

(2) 高齢者に対する就労支援の推進

ア 高齢者の再就職の援助・促進

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の高齢者の専門窓口(シニアコーナー)において、引き続き、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンターと連携した就職支援を一貫して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・ 東京しごとセンターが実施するセミナーや就業支援サービス等への誘導

東京都が実施する業務

- ・ セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ ハローワーク飯田橋(シニアコーナー)が行う、職業相談・職業紹介等のマッチング支援への誘導

イ 65歳以上の高齢者に対する就職支援の強化

高齢者の更なる活躍促進に向け、引き続き、東京しごとセンターにおいて65歳以上の「シニア対象職場体験事業」を実施するとともに、職場体験終了後、参加者のニーズに応じ、ハローワークにおいて個別担当制等によるマッチング支援を実施する。

また、東京都において、体験先開拓に際し都内中小企業等を訪問し、65歳以上の高齢者の採用意向や職場体験実施意向が確認された場合には、引き続き、ハローワークに誘導し、ハローワークにおける高齢者のマッチング支援に繋げる。

東京労働局が実施する業務

- ・ シニア対象職場体験事業の周知広報
- ・ シニア対象職場体験事業の参加者に対する個別担当制等による就職支援の実施
- ・ 27年度の都の意向調査結果に基づく高齢者向け、特に65歳以降でも活躍できる求人の確保とマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ シニア対象職場体験事業の実施
- ・ 都内中小企業等に対する訪問等により65歳以上の高齢者の採用意向が確認された企業のハローワークへの誘導

ウ 高齢者の多様な働き方への支援

臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者に対して、引き続き、東京都をはじめとする関係機関と連携し、シルバー人材センターの利用案内を行うなど、高齢者の多様な働き方を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 臨時的就業等を希望する高齢者に対して、地域のシルバー人材センターの案内・誘導の実施
- ・ 生涯現役支援窓口設置所を中心に企業に対する求人開拓時における地域シルバー人材センターの案内・誘導、情報収集等の実施
- ・ シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するための指導の実施

東京都が実施する業務

- ・ シルバー人材センターの育成・援助を図るため、区市町村を通じた支援の実施
- ・ シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するため、シルバー人材センター連合を通じた指導の実施

(3) 障害者・難病患者等に対する就労支援の推進

ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進

東京都と東京労働局との連携により、地域の関係機関（福祉施設、特別支援学校、大学、医療機関等）の職員等のほか、障害者本人や保護者等を対象としたセミナー、事業所見学会等を引き続き実施する。

また、関係機関との連携による職場実習の機会を確保、提供すること等により、企業と障害者との相互理解を深め、引き続き、就労への移行を促進する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 関係機関や障害者、保護者、企業人事担当者向けの就労支援セミナー、障害者雇用事業所や先進就労支援機関見学会の実施
- ・ 職場実習の受け入れが可能な事業所を開拓し、その事業所情報を関係機関に提供するとともに、事業所と障害者が直接出会う職場体験実習合同面接会を実施

東京都が実施する業務

- ・ 障害者の一般就労に向けた就職活動セミナーの実施
- ・ 職場実習の受け入れが可能な事業所の開拓や実習生受入に必要な支援、実習を行う障害者の誘導・調整
- ・ 都立特別支援学校における企業就労の推進

イ 関係機関が連携したチーム支援の実施

就職を希望する障害者に対して、引き続き、ハローワークと東京都の東京障害者職業能力開発校等や地域の関係機関（福祉施設、福祉事務所等）の連携により、必要に応じて「チーム支援」を実施し、就職活動前の職業準備段階から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実現する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 支援計画作成や関係機関との連絡調整などのチーム支援の取りまとめ
- ・ 職業相談、職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 支援計画に基づき、東京障害者職業能力開発校等が職業訓練を実施

ウ 障害者等の安定した雇用の促進

東京都と東京労働局の連携により、引き続き、障害者の安定的な雇用や職場定着を推進する取組を行うとともに、それぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、相互に周知広報を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 特定求職者雇用開発助成金等の支給
- ・ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター等の関係機関と連携した職場定着支援の推進
- ・ ハローワークにおける東京都の実施する助成金や支援制度等の案内

東京都が実施する業務

- ・ 東京都障害者安定雇用奨励金等の支給
- ・ 東京ジョブコーチや職場内ジョブコーチによる職場定着の推進
- ・ 東京都や東京しごと財団における国の実施する助成金や支援制度等の周知広報

エ 中小企業における障害者雇用等の推進

障害者雇用を一層促進することが求められる中小企業に対し、国や東京都の関係機関が一堂に会する中小企業のための「障害者雇用支援フェア」（以下「フェア」と言う。）を引き続き開催し、企業ニーズに応じた情報発信を実施する。

また、東京都と東京労働局の連携により、雇用率未達成の中小企業に対する計画的な個別訪問によるきめ細かな支援（「中小企業障害者雇用応援連携事業」）を新たに実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（東京障害者職業センター）や障害者就業・生活支援センターなど、国の関係機関に対するフェアへの参加協力要請
- ・ ハローワークによる管内中小企業へのフェアへの参加勧奨
- ・ 相談窓口の設置、障害者雇用支援セミナーの開催等
- ・ 雇用率未達成である中小企業の情報の提供、企業支援連絡会への参加
- ・ 東京都が地域の障害者就労支援機関に配置する雇用支援員による個別企業への訪問・支援等に関するアドバイス等

東京都が実施する業務

- ・ 東京しごと財団や東京障害者職業能力開発校、区市町村障害者就労支援センター、都立特別支援学校など、東京都の関係機関に対するフェアへの参加協力要請
- ・ 都内中小企業に対するフェアの開催周知
- ・ 相談窓口の設置、障害者雇用支援セミナーの開催等
- ・ 東京しごと財団による企業支援連絡会の開催等
- ・ 東京都が地域の障害者就労支援機関に配置する雇用支援員による個別企業への訪問・支援、当該企業情報のハローワークとの共有

オ 障害者雇用に関する普及啓発の実施

東京都と東京労働局の連携により、障害者雇用に関する企業向けセミナー等を共催するなど、引き続き障害者雇用の普及啓発を図る。

特に、28年4月から施行された改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止と合理的配慮の提供義務については、両方で連携を図りつつ、障害者本人や企業等への周知・啓発等に努め、障害者に対する差別解消と合理的配慮の提供がなされるよう支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 企業に対するセミナー等への参加勧奨
- ・ 東京都が実施するセミナー等への講師派遣
- ・ 雇用分野における障害者差別と合理的配慮提供義務違反事案について法令に基づく権限行使

東京都が実施する業務

- ・ 企業向けセミナー等の運営・開催

カ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進

ハローワークにおいて、個々の状態やニーズに応じ、職業能力の開発が必要な場合については、引き続き、東京障害者職業能力開発校等において実施する職業訓練コースについて紹介、受講勧奨し、適切な訓練コースへの受講あっせんに繋げる。

また、職業訓練受講者に対する積極的な就職支援を引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 職業相談、キャリア・コンサルティングにより、障害者個々人の適性に
 応じた職業訓練への受講あっせん
- ・ 職業訓練受講者に対する就職支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 東京障害者職業能力開発校等における、障害者向け職業訓練の実施
- ・ 障害者委託訓練受託企業等の開拓、確保
- ・ 職業訓練受講者に対する就職支援の実施

キ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止等の措置の履行

東京都と東京労働局が密接な連携を図りつつ、引き続き、使用者による障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の情報を得た場合は、必要に応じて所管する法令に基づく権限を適切に行使し、虐待を受けた障害者の保護と自立を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 業務上把握した、使用者による虐待事案の東京都への通報
- ・ 東京都へ通報した事案や東京都から報告のあった事案に係る事実確認の
 実施と所管法令に基づく権限行使
- ・ 東京都が実施する研修への講師派遣

東京都が実施する業務

- ・ 東京都と区市町村が把握した使用者による障害者虐待事案の東京労働局への報告
- ・ 障害者虐待防止センター担当職員を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

ク 難治性疾患患者に対する就労支援の強化

ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、東京都難病相談・支援センター等と連携し、就労支援等を引き続き実施する。

また、東京都難病相談・支援センターに「難病患者就労コーディネーター」を配置し、ハローワーク等の地域の関係機関との情報共有・連携を図り、難治性疾患患者への就労相談体制を引き続き整備する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 難病患者就職サポーター等による職業相談・専門機関への誘導・面接同行・就職後のフォロー等の支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 難病患者就労コーディネーター等によるハローワーク等への同行などの出張支援や情報共有など、難治性疾患患者への就労相談体制の整備

(4) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施

ア がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援

都立駒込病院等のがん診療連携拠点病院とハローワークが連携し、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた求職者等の個々の希望や治療状況を踏まえた就職支援を引き続き実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介、就職後の職場定着等の実施
- ・ 都立駒込病院がん相談支援センターへのハローワークからの出張相談、がん相談支援センターと連携した就職支援の実施*4
- ・ がん相談支援センターとの求職者情報の共有*4
- ・ がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導

東京都が実施する業務

- ・ 都立駒込病院を利用するがん患者等のうち、就職を希望する者のハローワークへの誘導*4
- ・ 都立駒込病院がん相談支援センターにおけるハローワークからの出張相談場所の確保、ハローワークと連携したがん相談支援センターにおける相談対応等*4
- ・ ハローワークとの利用者情報の共有*4

*4 がん患者等の専門相談窓口を設置しているハローワーク飯田橋が対応

イ 外国人の雇用対策の推進

ハローワークにおいて、引き続き、留学生を含む外国人求職者に対して、きめ細かな就職支援を実施するとともに、企業に対しては、外国人労働者の雇用状況届出の周知や外国人指針に基づく指導を行う。

また、東京都においても、引き続き、雇用適正講習等により、事業主に対して適正な雇用管理についての周知啓発を図るとともに、中小企業と留学生との相互理解を促進するための交流支援事業を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 留学生を含む外国人求職者に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
- ・ 企業に対する外国人雇用状況の届出の周知徹底と届出指導
- ・ 外国人指針に基づく事業主指導の実施
- ・ 東京都が実施する中小企業と留学生との交流会や中小企業見学ツアー等の周知広報
- ・ 東京都が実施する交流会等に参加した企業に対する求人開拓、ミニ面接会の実施

東京都が実施する業務

- ・ 雇用適正講習等による事業主に対する適正な雇用管理の周知啓発
- ・ 中小企業と留学生との交流会や中小企業見学ツアー等の実施
- ・ 東京外国人雇用サービスセンター等に対する交流会等への参加企業情報の提供

ウ 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援

生活保護受給者等を含めた生活困窮者に対し、引き続き、ハローワークと東京都をはじめとした関係機関が連携し、就労支援や住居・生活支援を実施する。

また、住居を喪失し、インターネットカフェ等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、引き続き、東京都が支援拠点を設置し、生活支援や居住支援、資金貸付、ハローワークと連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 「TOKYOチャレンジネット」において、就労支援拠点（東京ジョブステーション）を設置し、ハローワークが保有する求人情報を支援対象者に提供

エ ひとり親家庭に対する就労支援

「東京都ひとり親家庭支援センター」において、安心して暮らすための生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援を実施するとともに、ひとり親家庭それぞれに合わせた就業支援を実施し、ひとり親家庭の自立促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 「東京都ひとり親家庭支援センター」に相談があった支援対象者をハローワークへ誘導

オ ホームレスの就業対策の推進

路上生活者に対し、引き続き、東京都と特別区が共同で設置・運営する自立支援センターにおいて、ハローワークの専門相談員が、就労準備段階から職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ ハローワークの専門相談員による自立支援センター内での就労支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 特別区との共同による自立支援センターの設置・運営
- ・ ハローワークと連携した就労・生活支援の実施

カ 公正な採用選考の推進

東京労働局と東京都とが共同して、引き続き、雇用主研修会の開催や冊子等の活用による啓発を行い、公正採用選考の普及啓発を図る。

また、高等学校卒業予定者の採用選考に際し、不適正事案が発生した場合には、東京都が東京労働局に通報するとともに、東京労働局は、当該事業所に対する事実確認と是正指導を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 雇用主研修会の開催など、企業トップに対する公正採用選考に係る普及啓発の実施
- ・ 都内事業所へ冊子の配布による普及啓発の実施
- ・ 高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適切事案が発生した場合の、当該事業所に対する事実確認と是正指導等の実施

東京都が実施する業務

- ・ 就職差別解消促進月間（6月）に、集中的にポスターやチラシを発行するとともに、講演会を開催。また、東京労働局が開催する雇用主研修会を月間事業の一つとして位置づけ、共同で開催
- ・ 東京労働局と共同で作成する冊子「採用と人権」の配布や、年間を通して、専用チラシや「TOKYOはたらくネット」での周知等による公正採用選考に関する普及啓発の推進
- ・ 高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適正事案について、高等学校から通報があった場合の東京労働局への事実確認と是正指導の要請

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「働き方改革」の取組の推進

ア 「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現のため改善に意欲の

ある企業に対する支援

東京都において「TOKYO働き方改革宣言企業制度」を新たに創設し、働き方・休み方の改善に取り組む「TOKYO働き方改革宣言企業」に対して、東京労働局と東京都が双方に支援を行い、長時間労働の削減や休暇取得促進などに関する企業の主体的な取組を促進する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導、セミナー講師派遣の実施
- ・ 「働き方改革」に積極的に取り組む企業に対する厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」への掲載の勧奨

東京都が実施する業務

- ・ 「TOKYO働き方改革宣言企業制度」を創設し、「TOKYO働き方改革宣言企業」に対する助成（「働き方改革宣言奨励金」）や巡回・助言等の支援を実施
- ・ 専門家の派遣により、「TOKYO働き方改革宣言企業」に対し、生産性向上に向けた支援を実施
- ・ 専用ホームページを開設し、「TOKYO働き方改革宣言企業」を掲載するとともに、企業等に対し「働き方改革」に関する情報を提供

イ 「働き方改革」の周知広報等

「働き方改革」に取り組むための機運の醸成を図るため、東京労働局と東京都の連携のもと、大企業を含めた企業への働きかけや、「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーン等の取組を新たに実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 「東京働き方改革推進本部関係連携部会」による広報の実施
- ・ 企業への協力要請など、東京都の実施する「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーン等への協力
- ・ 「働き方改革」に意欲ある企業への訪問や働きかけの実施
- ・ 「働き方改革」等の周知・広報の労使団体等への協力要請
- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」へ参画し、ブース等において周知広報を実施

東京都が実施する業務

- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」の開催による労使の意識啓発、周知広報
- ・ 大企業を含めた企業への働きかけや、メディアを活用したPR、専用ホームページの開設等により、「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーンの実施
- ・ 「東京働き方改革推進本部」等への参画

- ・ 東京労働局が実施する「働き方改革」等の周知・広報への協力

ウ ワンストップ窓口の運営（再掲）

働き方改革や正規雇用化を推進するため、東京都と東京労働局が実施する企業向けサービスについてワンストップで提供する窓口を新たに東京都が設置し、東京労働局との連携のもと、運営する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 働き方改革や正規雇用化推進に係る企業向けサービスの提供

東京都が実施する業務

- ・ ワンストップ窓口の設置、運営
- ・ 働き方改革や正規雇用化推進に係る事業主向けサービスの提供

（2）育児・介護を両立できる環境の整備等

育児・介護休業の取得促進、子育てや介護期間中の短時間勤務制度の利用促進等、仕事と育児・介護の両立を図りやすくするための雇用環境の整備について引き続き取組を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 男性、非正規労働者を含め誰もが育児休業・介護休業等を取得しやすい職場環境を整備するための制度についての広報、情報提供を実施
- ・ 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む企業を支援するための助成金等の制度の周知広報
- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」へ参画し、ブース等において周知広報を実施

東京都が実施する業務

- ・ 「ワークライフバランスフェスタ」等の開催による労使に対する意識啓発の実施
- ・ 両立支援実務者会議を開催し、労使と行政の連携による各種支援策の推進
- ・ 中小企業の、仕事と育児・介護との両立支援等に向けた雇用環境整備のため、専門家派遣、研修会・交流会、奨励金等の支援策の実施
- ・ 多様な勤務形態実現など、職場環境の整備に取り組む中小企業に対する助成金（職場環境整備助成金）の支給

5. 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

（1）相談環境の整備

若者をはじめとする労働者が、いきいきと安心して働き続けられる職場環境づくりなどに対するアドバイス等や解決援助に引き続き取り組む。

東京労働局が実施する業務

- ・ 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談への対応、相談内容に応じた法令、判例等の情報提供、自主的解決に向けたアドバイス、他の処理機関に関する情報提供等のワンストップサービスの実施
- ・ 労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん・調停による解決援助の実施
- ・ 都が実施する街頭相談等への職員の派遣
- ・ 相互の連携を図るため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議の開催

東京都が実施する業務

- ・ 労働相談情報センターにおける相談専用ダイヤル「東京都ろうどう 110 番」による電話相談の実施
- ・ 労働相談情報センターと各事務所での来所相談の実施、あっせんによる問題解決の支援
- ・ 相談者の利便を図るため、駅頭、広場等での街頭相談等の実施
- ・ 各課題やテーマに沿った特別相談会の実施

(2) 若者への労働法の普及啓発等

大学・短期大学や高等学校の就職希望者を主な対象に、労働法やトラブル事例などをわかりやすく解説し、労働法等に関する正しい知識の普及や意識啓発を図るため、普及啓発資料を引き続き発行する。

なお、作成に当たっては、東京労働局と都庁内関係部署を構成員とする編集委員会において協議を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料編集委員会への参画
- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料周知、配布協力

東京都が実施する業務

- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料編集委員会の開催運営
- ・ 学生向け労働法等普及啓発資料（2種*5）の作成
- ・ 労使双方に対するセミナーによる労働法の普及啓発

*5 「大学生向け小冊子」と「高校生向け小冊子」

(3) 若者のアルバイト時の注意喚起

若者がアルバイトをする際のトラブル防止に向け、アルバイト時の留意点やトラブル時の相談窓口に関する周知啓発ポスターを東京都と東京労働局が連名で発行し、都内大学、短大、専門学校等に配布する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 連名ポスターの関係機関等への周知

東京都が実施する業務

- ・ 連名ポスターの発行、教育機関や関係機関等への周知

第3 推進体制の構築

1. 会議体について

(1) 東京都雇用対策協定運営協議会の開催

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するための体制を確立するため、本事業計画の具体的な取組方針や内容について議論等を行う東京都雇用対策協定運営協議会（26 産労雇調第 1237 号）を原則 2 回開催する。

(2) 他の会議等の開催

東京都雇用対策協定運営協議会のほか、別表 1 に掲げる会議など、個別事業分野ごとにおいて、東京都と東京労働局を構成員として含む会議等を随時開催する。

2. 情報の共有化について

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するため、雇用対策協定第 5 条と東京都雇用対策協定に基づく情報共有に関する管理及び取扱規程に基づき、別表 2 のとおり、必要な情報を両者の間で共有する。

なお、共有する情報の内容等については、必要に応じ、別表 2 に関わらず、個別事業分野ごとに随時追加する。

3. 事業の実施・周知広報に係る相互協力について

東京都と東京労働局は、事業実施にあたって相互に協力するとともに、自身が主催する説明会等の機会を活用し、互いの事業についての周知広報を積極的に行うものとする。

4. 職員派遣や研修を通じた交流について

東京都と東京労働局は、職員の派遣や、必要な知識を得るための相互の研修実施等により、交流の機会を設けるものとする。

5. その他

(1) 要請について

東京都又は東京労働局が雇用対策協定第 4 条第 1 項に基づき行う要請については、要請を行おうとする者が、東京都雇用対策協定運営協議会において行うものとする。

(2) その他

本事業計画は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表1 東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体

分野	名称	東京都		東京労働局		内容
全般	東京労働懇談会	○	〔東京労働局長及び産業労働局長が参集〕	○	〔東京労働局長及び産業労働局長が参集〕	労働行政の推進に当たって、一致協力して地域の実情に即した総合的な労働施策の展開を図るため、必要に応じて地域の自治体代表や労使団体等関係者も含め、意見交換等を実施
	雇用対策連絡調整会議	○	産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	地域の実情にあった機動的かつ効果的な雇用施策を実施するため、地域の雇用施策に関する問題・課題その他労働行政全般の意見交換等を実施
	東京労働局働き方改革推進本部 関係機関連携部会		産業労働局雇用就業部	○	雇用環境・均等部 総務部	働き方改革の推進について、東京労働局と東京都庁その他関係機関との連携等について協議を実施
職業 訓練	東京都公共職業訓練運営委員会	○	産業労働局雇用就業部		職業安定部	都立職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校における公共職業訓練の効果的な事業運営についての協議等を実施
	東京都地域訓練協議会		産業労働局雇用就業部 教育庁指導部	○	職業安定部	公的職業訓練について、訓練ニーズに対応した実施分野・規模に係る目標の確認及び訓練実施機関の開拓等に関する協議等を実施

職業 訓練	職業能力開発連絡協議会	○	産業労働局雇用就業部		職業安定部 都内ハローワーク	職業能力開発センターが企業、団体、関係機関等と連携しながら、地域における人材育成・確保の取組を推進するための連携策について協議する。
若者	東京新卒者等就職・採用応援本部		産業労働局雇用就業部 生活文化局私学部 教育庁指導部 〃 地域教育支援部	○	職業安定部 総務部 労働基準部 雇用環境・均等部 需給調整事業部	新卒者等への就職支援に関する企画・調整等を目的に、地域の関係者（経営者団体、労働者団体、学校関係、地方自治体、国関係機関）による意見交換等を実施
	東京都高等学校就職問題検討会議	○	生活文化局私学部 教育庁指導部 産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	高等学校卒業者の就職機会の確保とともに地域の状況等を踏まえた円滑な就職支援・職業紹介が行われるよう、関係者による必要事項の連絡、意見交換等を実施
	学生向け労働法等啓発資料 編集委員会	○	産業労働局雇用就業部 青少年・治安対策本部 生活文化局私学部 教育庁指導部		雇用環境・均等部	就職を希望する大学生、高校生等に向けた労働法等の周知・啓発資料の作成に当たっての意見交換等を実施
	東京都若年者就業推進ネットワーク会議	○	青少年・治安対策本部 生活文化局私学部 教育庁地域教育支援部 産業労働局雇用就業部		職業安定部	東京における若年者就業対策全般の円滑な運営及び関係施策の連携強化等を目的に関係機関による意見交換等を実施

若者	東京都青少年問題協議会	○	青少年・治安対策本部 生活文化局広報広聴部 〃 私学部 福祉保健局少子社会対策部 〃 健康安全部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部 〃 地域教育支援部		職業安定部 雇用環境・均等部	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、総合的施策の適切な実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を実施
	東京都子供・若者支援協議会	○	青少年・治安対策本部 福祉保健局保健政策部 福祉保健局少子社会対策部 〃 障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部 〃 地域教育支援部		職業安定部	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的に、関係機関による意見交換等を実施
	若者の自立等支援連絡会議	○	青少年・治安対策本部		職業安定部	若者の自立を支援していくために、若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的として実施
女性	雇用平等推進協議会	○	産業労働局雇用就業部 生活文化局都民生活部	○	雇用環境・均等部	男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立等の施策を効果的に行うための意見交換を実施
	子育て女性等の就職支援協議会		産業労働局雇用就業部 福祉保健局少子社会対策部 生活文化局都民生活部	○	職業安定部 雇用環境・均等部	子育て女性等に対する支援施策の取組みについて、関係機関による情報共有、意見交換等を実施

高齢者	東京高年齢者就労促進連絡会議		産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	国が実施する高齢対策事業の運営状況について、その効果的かつ効率的な運用に資するため、関係機関による意見交換等を実施
障害者	東京都障害者就労支援協議会	○	福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁都立学校教育部		職業安定部	障害者雇用の拡大を目指し、企業での障害者就労の促進に関して、関係機関による意見交換等を実施
	東京都発達障害者支援体制整備推進委員会	○	福祉保健局障害者施策推進部 教育庁都立学校教育部		職業安定部	発達障害児（者）の支援の取組みについて、切れ目なく円滑で横断的な支援提供体制整備の推進に向け、関係機関による意見交換等を実施
	雇用移行推進連絡会議		福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁都立学校教育部	○	職業安定部	福祉、教育、医療から雇用への移行を促進するため、「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」に係る雇用移行推進計画の策定について、関係機関による意見交換等を実施
福祉保健	福祉人材確保推進協議会		福祉保健局医療政策部 〃 高齢社会対策部 〃 生活福祉部 〃 少子社会対策部	○	職業安定部 雇用環境・均等部	関係機関が実施する福祉人材確保対策施策や連携方法について、関係機関による意見交換等を実施
	東京都ナースプラザ運営協議会	○	福祉保健局医療政策部		職業安定部	東京都ナースプラザの事業実績及び事業計画に関する協議等を実施
	東京都生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	○	福祉保健局生活福祉部 〃 少子社会対策部 産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	生活保護受給者等生活困窮者の就労支援等について、関係機関による意見交換等を実施

福祉 保健	東京都医療勤務環境改善支援 センター運営協議会	○	福祉保健局医療政策部		雇用環境・均等部	東京都医療勤務環境改善支援センターの運営方針や業務内容等について、関係機関による協議等を実施
	東京都特殊疾病対策協議会 在宅療養・医療連携支援対策部会	○	福祉保健局保健政策部 〃 障害者施策推進部		職業安定部	都における在宅難病患者支援事業の今後のあり方について、関係機関による協議等を実施
その他	東京都生涯学習審議会	○	教育庁地域教育支援部		職業安定部	都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議等を実施
	東京都地域ジョブ・カード運営本部		産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	ジョブ・カード制度の円滑な運用に向け、関係機関による交付目標数の策定等についての協議等を実施

注1：東京都及び東京労働局の両方又はいずれかが主催となって設置しているものであって、東京都又は東京労働局のいずれかの課長級以上の職員を構成員としている会議を記載。

注2：会議体の設置主体には「○」を付記。

別表2 東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取組

分野	東京都	東京労働局	取組内容	共有する主な情報
全般	産業労働局雇用就業部	職業安定部 都内ハローワーク	<p>人手不足に悩む中小企業等に対して、東京都において採用や労務管理に関するコンサルティング等を実施するとともに、ハローワークにおいては管理選考等によるマッチング支援を実施。</p> <p>企業の承諾を得た上で、両方で支援対象企業に対する支援状況等を共有し、チームを組んで人材確保支援を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった企業の情報 ・都が実施したコンサルティング等の支援状況 ・ハローワークが実施した職業紹介の状況
	産業労働局商工部 (公財) 東京都中小企業振興公社	職業安定部 都内ハローワーク	<p>東京都中小企業振興公社が経営支援等を実施する過程において把握した求人ニーズについて、企業の承諾を得た上で、ハローワークと共有することで、公社が行う支援とハローワークが行うマッチング支援とを組み合わせた支援等を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が求人ニーズを把握した企業の情報 ・支援対象企業に対して公社又はハローワークが実施した支援の状況（各々の支援に資する情報）
福祉保健	福祉保健局医療政策部 東京都ナースプラザ	職業安定部 都内ハローワーク (ハートフルワークコーナー設置所)	<p>東京都ナースプラザとハローワークとの間で、本人の承諾を得た上で、求職情報等を共有し、双方において、看護師等への就職支援や病院等の事業主への人材確保支援を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求職申込書に記載のある個人情報 ・ナースプラザ又はハローワークが実施した職業相談、職業紹介の状況 ・ナースプラザ又はハローワークが把握した採用等の就職状況
	福祉保健局生活福祉部 " 少子社会対策部 東京都福祉人材センター (東京都保育人材・保育所支援センター含む)	職業安定部 都内ハローワーク (ハートフルワークコーナー設置所)	<p>東京都福祉人材センター（東京都保育人材・保育所支援センターを含む）とハローワークとの間で、本人の承諾を得た上で、求職情報を共有し、双方において、介護福祉士や保育士等への就職支援や福祉・保育施設等の事業主に対する人材確保支援を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センター又はハローワークで取得した情報共有の同意書に記載のある個人情報

訓練	産業労働局雇用就業部 都立職業能力開発センター (各訓練校含む)	職業安定部 都内ハローワーク	都立職業能力開発センター(民間委託訓練含む)とハローワーク間で、本人の承諾を得た上で、訓練受講生の就職状況等の情報を共有し、東京都が実施する職業訓練からハローワークが実施するマッチング支援への円滑な移行を実現。	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練受講生の個人情報 ・訓練受講生の就職状況、就職ニーズ等に関する情報
若者	産業労働局雇用就業部	職業安定部	ハローワークの紹介により若者を雇い入れた若者応援宣言企業及びユースエール認定企業の採用情報等を当該企業の承諾を得た上で東京都と共有し、要件を満たした企業に対して、東京都から東京都若者応援宣言企業等採用奨励金を支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象企業がハローワークに申し込んだ求人票の内容 ・採用情報の共有について承諾を得られた企業の求人充足数 ・支給対象となった企業に対するハローワーク紹介の有無や紹介日
	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 ハローワーク飯田橋	東京しごとセンターに設置しているヤングコーナーとハローワーク飯田橋 U-35は、両方の窓口を利用する若年求職者の承諾を得た上で、それぞれが保有する求職者の個人情報を共有し、就職支援を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・U-35の「求職申込書」及びヤングコーナーの「利用登録受付シート」「カウンセリング用状況調査シート」に記載のある個人情報 ・カウンセリング、職業相談及び職業紹介、就職の状況
高齢者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 ハローワーク飯田橋	東京しごとセンターに設置しているシニアコーナーにおいて、東京しごと財団とハローワーク飯田橋は双方の窓口を利用する高年齢求職者の承諾を得た上で、それぞれが保有する個人情報を共有し、就職支援を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの「求職申込書」に記載のある個人情報 ・職業相談、職業紹介、採否結果及び就職の状況
障害者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部	東京労働局の保有する企業の障害者雇用情報について、東京都及び東京しごと財団と共有することで、障害者雇用促進に資する事業の周知等に活用。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名、住所 ・障害者数、実雇用率

障害者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 都内ハローワーク	東京都・東京しごと財団から業務委託を受けた障害者就労支援機関が、障害者雇用の取組が進まない都内中小企業に対して実施した支援内容及び企業における取組状況について、企業の承諾を得た上で、ハローワークと共有することにより、障害者雇用の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象企業名、住所、障害者数、実雇用率 ・ 支援対象企業に対して実施した支援内容及び障害者雇用に対する取組状況
-----	----------------------------	-------------------	--	---

注：共有する情報については、本表に関わらず、個別事業分野ごとに随時追加するほか、従前より両者間において情報共有に係る取決め等を行っているものを含む。